

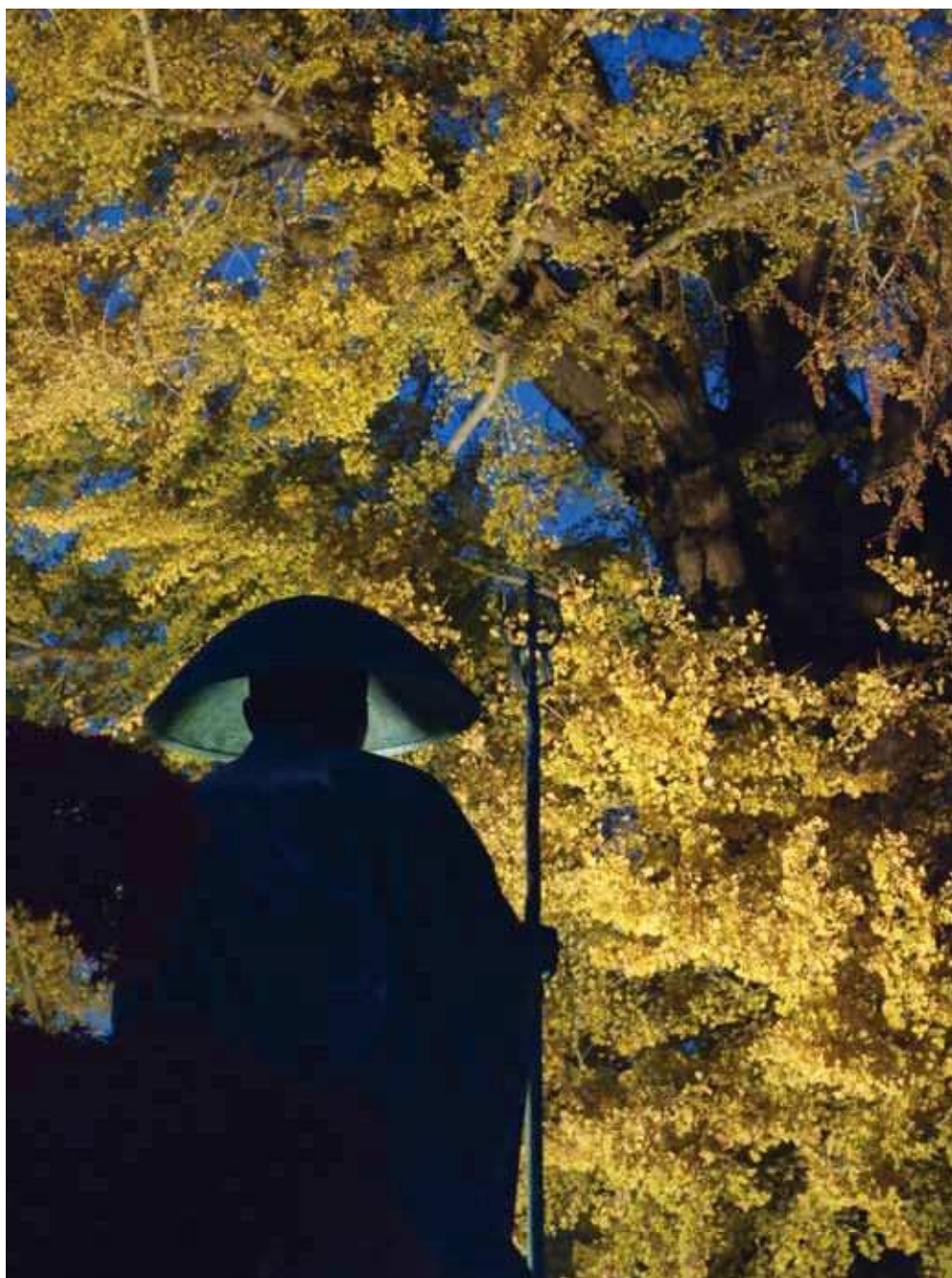


四国税理士会報

第453号
2023.11.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



主な記事

公益活動対策部ニュース

四国霊場5番
札所の銀杏の
ライトアップ

撮影者 鳴門支部
井上 孝司



ホームページのQRコードはこちら

税の広場

NISA 制度

NISA の概要

(1) 平成26年～令和5年

イ 一般 NISA

一般 NISA は、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等を対象として、平成26年から令和5年までの間に、非課税口座で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長5年間非課税とされる制度です（年間投資額は120万円。年分ごとにつみため NISA との選択適用）。

なお、同一年分においては、一般 NISA とつみため NISA を同時に利用することはできませんが、年分が異なれば、ある年分は一般 NISA を利用し、その次の年分はつみため NISA を利用することは可能です。また、年分ごとに金融商品取引業者等を変更することも可能です。

ロ つみため NISA

つみため NISA は、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等を対象として、平成30年から令和5年までの間に、非課税口座で取得した一定の投資信託について、その収益の分配やその投資信託を売却したことにより生じた譲渡益が、累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から最長20年間非課税とされる制度です（年間投資額は40万円。年分ごとに NISA との選択適用）。

(2) 令和6年～

・ 新 NISA

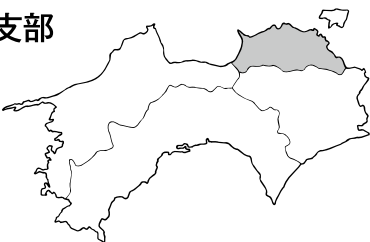
新 NISA は、18歳以上（口座開設の年の1月1日現在）の居住者等が、令和6年以後に、非課税口座に係る特定累積投資勘定（つみため投資枠）及び特定非課税管理勘定（成長投資枠）で取得した上場株式等について、その配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が、非課税となる制度です（年間投資額は、特定累積投資勘定（つみため投資枠）が120万円、特定非課税管理勘定（成長投資枠）が240万円。また、生涯投資枠の上限が1,800万円（内数として特定非課税管理勘定（成長投資枠）のみの上限が1,200万円））。

(注1) 非課税とされるのは非課税口座を開設する金融商品取引業者等を経由して交付される配当等に限定されていますので、上場株式等の発行者から直接交付されるものは課税扱いとなります（ジュニア NISA においても同様です）。

(注2) 非課税口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。したがって、その上場株式等を売却したことにより生じた損失について、特定口座や一般口座で保有する上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益との損益通算や、繰越控除をすることはできません（ジュニア NISA においても同様です）。

県連だより

香川県支部
連合会



第12回香川県内士業間交流ゴルフ大会に参加して

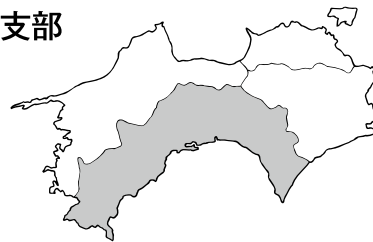


第12回香川県内士業間交流ゴルフ大会が令和5年10月9日（月）に鮎滝カントリークラブにて開催された。我々税理士の他、弁護士、司法書士、社会保険労務士、行政書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士のゴルフ腕自慢？39名が集まり日頃の練習の成果を遺憾なく発揮し競い合った。私は初めての参加だったので、どんな方と同じ組になるか不安もあったが気さくな先輩税理士、ツイてる弁護士、ちょっと強面だけど気は優しい土地家屋調査士と同じ組で、和気あいあいと楽しく回ることができた。参加者の中には上級者もいれば、私のようにあまり上手くない人も参加しており実力的には幅広く、決して敷居の高いゴルフ大会ではないと感じた。また、当日天候が心配されたが、雨にも降られずプレイすることができた。結果は優勝が弁護士会で税理士会は2位であった。私は不本意なスコアにも拘わらずハンデのおかげで個人成績で5位と

なった。ゴルフは幅広い年齢層で楽しめ、ハンディキャップがあるため実力差がある人ともプレイできるスポーツである。また、いろいろな人と知り合え、交友関係を広めることができるのもゴルフの良いところである。また、来年も参加したいと思っている。



高知県支部
連合会



「チャリティゴルフフェスタの開催」



令和5年9月28日、高知県法人会連合会主催による第4回チャリティゴルフフェスタが錦山カントリークラブにおいて開催された。

当チャリティーフェスタの後援を高知県連が行っていることもあり、会員20名が参加した。

当日は雲ひとつない快晴に恵まれ、秋の一日を楽しむことができた。

夜は表彰式を兼ねた懇親会も催され、会員の上位受賞者は一人もなく、残念な結果となったが、大いに親睦が深まった。

集まったチャリティーの収益については、法人会を通じて団体へと寄付された。



支部だより

宇和島支部



支部研修旅行



コロナ禍もようやく落ち着きをみせ始め、4年ぶりとなる支部研修旅行を開催しました。

目的地は北海道。晴天の北の大地を夢見て、プロペラ機で松山空港を出発しました。

初日、小樽は風雨が強く、予定していたナイトクルーズがクローズとなりましたが、小樽の美しい歴史のある運河を散策しつつ、鮭など海の幸を堪能できました。

2日目は雨も小降りとなり傘の必要も無く、旭山動物園、男山酒蔵見学、美瑛四季彩の丘、白金青い池を訪れました。北海道と言えばジンギスカン！有名人も通う生肉で提供されるラム肉に舌鼓を打ち、夜の時計台、大通公園、ススキノの街で札幌ラーメンを味わいました。

最終日は、エスコンフィールドを見学しました。美しく開放感のある大きな球場で、ホテルや温泉、飲食店が入っていて、家族で一日中楽しめます。大きな大谷翔平パネルを撮影し、いい思い出ができました。

宇和島支部の支部研修旅行では、必ずと言っていいほど天候が荒れます。4年ぶりと言うこともあって晴れて欲しかったのですが、予定通り雨の北海道となりました。

北海道の広大さ、昔と今の北海道を実感する事ができた楽しい旅となりました。

詳しくはホームページへ

中退共 検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

簡単

● 外部積立型で管理が簡単
● 退職金試算額もお知らせ

有利

● 掛金は全額非課税助成
● 掛金の一部を国が

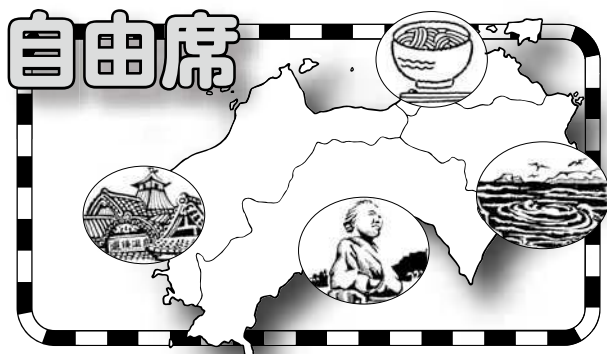
安心

● 確実な退職金支払
● 安心の資産運用

**中退共の
退職金制度なら**

**社長の決断、
応援します。**

退職金



香川清新会
「インボイス導入にかかる
注意すべき事柄」の研修
を受講して

市川 哲司
(高知)

令和5年10月3日香川清新会の研修に参加
させて頂きました。

テーマは「インボイス導入にかかる注意
すべき事柄」で講師は高松国税局消費税課軽減
税率・インボイス制度係長尾崇志係長でした。

香川清新会は、四国会 HP の研修のお知ら
せでよくお見かけする名前で、誘われて、いっ
たどのような会なのか高知からはるばる高
松の会場へ初参加しました。会場に入ると高
松の会員の方々がずらりと、いらっしやり、

それでいて、打ち解けた雰囲気でした。顔の
中には見た顔、懐かしい顔があり、私がかつ
て公開研究討論会に参加したメンバーにも再
会し、昔の公開研を思い起こしました。研修
活動のほかゴルフやバーベキューといった福
利厚生活動もなさっているそうです。

研修では、インボイス制度において事業者
が注意すべき事例集、インボイス制度の開始
にむけて特にご留意いただきたい事項(注1)、
帳簿への記載事項、新たな様式の適格請求書
発行事業者の登録申請書(注2)が教材に用
いられました。

インボイス発行事業者への登録の取下げ・
取消しに関して登録日までが取下書対応にな
り、取消しは、取り消したい課税期間の初日
から起算して15日前の日までであるが、取下
げと、取消しでは消費税の納税義務の取り扱
いに差異が生じるといったことや、2割特例
は当初申告要件であること、つまり、後から
2割特例が有利だからとあって、更正の請求
はできないといった等の注意事項が説明され
ました(注1)。

インボイスの適正性に関して、原則は消費
税法第57条の4第1項に定める登録番号等
の各6項目が記載されているかどうかであるが、
消費税法第30条第7項の災害その他やむを得
ない事情や不足事項を補う修正インボイスの

—— 税理士の使命と倫理 ——

税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の
理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現
を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に
努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先
企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積
極的に協力しなければならない。

四国税理士会

発行、また柔軟な対応といったものも考えられると説明されました（注1、注3）。

仕入れ税額控除の帳簿への記載事項につき、いつ、どこで、何を、いくら買ったかを帳簿に記載必要があるが（注4）、免税事業者等に関する経過措置対象の取引につき80%控除といった経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載、また80%控除の経過措置の資産計上は20%部分は本体価格に含まれる、帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められる取引につき公共交通機関特例や自販機特例といった帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められるいずれかの仕入れに該当する旨等

の記載が必要であることの説明がなされました（注5）。

新様式の適格請求書発行事業者の登録申請書の説明があり、最後、活発な質疑応答がなされ、インボイス制度が始まった直後の研修で、納税者から様々な質問を受けていることを実感しました。

今回の研修は大変有意義でこれからのインボイス実務に役に立つものであり、後ほど親睦会にも連れて行って下さり、新たな交流も兼ねて、大変お世話になりました。ありがとうございました。



(注1) 国税庁 HP https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_faq.htm

(注2) 国税庁 HP https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_01.htm

(注3) 令和5年9月13日 日本経済新聞5面 国税庁・住沢長官 インボイス制度につき「軽微な記載のミスを確認するための調査はこれまでしていない。記載事項（の不備）をあげつらうような調査はしない」「制度の定着を図ることが当面重要な課題だ。柔軟かつ丁寧な対応をしていきたい」「仕入れ先から再度、必要事項を記載して修正したインボイスを受け取ることも選択肢になる。「記載の漏れがあったときに、（別の方法で）きちんと確認できれば申告漏れだと指摘することはない」と強調した。

(注4) インボイス制度に関する Q & A

問109（適格請求書等保存方式における帳簿に記載が必要な事項） 国税庁 HP

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm

(注5) インボイス制度に関する Q & A

問110（帳簿のみの保存で仕入れ税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項）

国税庁 HP（注4）同 URL

四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526



新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索